**城陽市カーボンニュートラル補助金**

**（住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業）**

**の交付申請に係る誓約書**

本補助金の交付を受けるにあたり、次の要件を満たしていることについて誓約します。

なお、交付申請書や添付資料の記載内容等に誤りがある場合、本補助金の交付を受けられないことに一切の異議を申し立てず、本補助金の申請や工事等に要した費用は自ら負担いたします。

**＜本誓約書に係る対象事業＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | FIT（FIP）制度 | FIT（FIP）制度以外 |
| 太陽光と蓄電池の同時設置 | ×対象外 | ○対象 |
| 太陽光と蓄電池と高効率給湯機器の同時設置 | ○対象 | ○対象 |
| 太陽光と蓄電池とコージェネレーションシステムの同時設置 | ○対象 | ○対象 |

　**共通チェック項目**

**＜申請書類の確認について＞**

* 本補助金に係る手引き、申請書類チェックリストで交付要件等を確認しました。

**＜過去の補助金の交付状況について＞**

* 私（申請者）は申請する補助対象事業の補助金の交付を過去に受けていません。

**＜補助対象設備の同時設置について＞**

* 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となること、原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事中に行われた別契約であるものが同時設置に該当することを理解しました。

**＜事業実施の工事不可の期間について＞**

* 本事業における工事不可の期間中は、工事を実施していません。

※本補助金の交付申請を行う年度の４月１日～国からの補助金交付決定があるまでの期間については、補助対象設備に係る設置工事が認められない工事不可の期間となります。

**＜設置した補助対象設備の管理について＞**

* 下記の期間中、設置した補助対象設備を適切に管理するように努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備 | 期間（法定耐用年数） |
| 住宅用太陽光発電システム | １７年 |
| 住宅用蓄電池システム | ６年 |
| 住宅用高効率給湯機器 | ６年 |
| 住宅用コージェネレーションシステム | ６年 |

**＜設置した補助対象設備の処分について＞**

* 補助金の交付を受けた補助対象設備を上記の期間（法定耐用年数）を経過するまでに処分するときは、あらかじめ届け出、市長の承認を受けます。

**＜他の補助金等との併用不可について＞**

* 国等が交付する補助対象設備に係る補助金等の交付申請（交付申請予定を含む）を行っていません。また、交付決定を受けていません。
* 国等が交付する補助対象設備に係る補助金等の交付を受けたことが判明した場合は、本補助金を返還します。

**住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に係るチェック項目**

※住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業の補助金を申請される方は下記の内容をご確認ください。

**＜環境価値について＞**

* 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであることに相違ありません。

※太陽光発電で発電した電力には、発電した電力自体が二酸化炭素を排出しないという価値が付いています。

この価値は「環境価値」と呼ばれ、発電した電力と切り離して売買などで取引（例：Jクレジット制度）することができますが、本補助金で導入した設備においては、発電した電力のうち自ら消費する電力と環境価値を切り離して取引することができません。

**＜設置した補助対象設備について＞**

* 各種法令等に準拠した設備であることに相違ありません。
* 商用化され、導入実績があるものであることに相違ありません。
* 中古設備ではありません。
* ＰＰＡ又はリース取引によらずに設置しています。

**＜設置した住宅用太陽光発電システムについて＞**

* 住宅用太陽光発電システムにより発電する年間の再生可能エネルギー電気のうち３０％以上を、当該住宅用太陽光発電システムを設置した住宅で使用します。

**＜設置した住宅用蓄電池システムについて＞**

* 同時に設置する住宅用太陽光発電システムの付帯設備であることに相違ありません。
* 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備です。
* 停電時のみに利用する非常用予備電源ではありません。
* 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものです。
* 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等の性能表示基準について、所定の表示がなされていることを確認しました。
* JISC8715－2 又はIEC62619の規格（蓄電池部安全基準）を満足していることを確認しました。
* JIS C 4412 の規格（蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ））を満足していることを確認しました。
* 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることを確認しました。

※震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

* **＜FIT（FIP）制度について＞**

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT又は FIPの認定を取得

していません。また、今後、本補助金により設置した補助対象設備を処分するまでの間又は１７年（住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数）が経過するまでの間、当該制度の認定を取得しません。

**＜自己託送について＞**

* 自己託送を行っていません。また、今後、行う予定はありません。

※自己託送：

自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスのこと。

**＜Ｊ‐クレジット制度の認証について＞**

* 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムの法定耐用年数を経過するまでの間、この事業により減少した温室効果ガスの排出量についてＪ‐クレジット制度の認証を受けません。

※Ｊ－クレジット制度：

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

|  |
| --- |
|  年　　月　　日 （宛先）城陽市長　　　　　　　　　　　　　申請者（自筆）　　　　　　　　　　　　　 |